

Miyoshi City News Release



令和6年1月29日

遊休財産等の減額譲渡に係る適用事業者の募集について

三次市が所有する普通財産のうち、遊休化が懸念される財産の利活用を図るとともに健全な行財政運営の推進を目的に、遊休財産等利活用促進条例を令和5年12月15日から施行しました。

本条例を適用させて遊休財産等の利活用を図る適用事業者は、遊休財産等の減額譲渡や減額貸付などの奨励措置を受けることができます。

1 対象事業

産業振興、定住促進、社会福祉の増進その他地域の活性化等に寄与するものとして、市長の承認を受けた事業が対象となります。

対象事業	事業例
産業振興に寄与する事業	事務所、工場、加工所、販売所、店舗、倉庫、社員寮、資材置場、複合商業施設、事業用作物栽培農地など
定住促進に寄与する事業	居住用住宅、賃貸住宅、賃貸集合住宅など(転売目的を除く)
社会福祉の増進に寄与する事業	老人ホーム、グループホーム、障害者・高齢者福祉施設など
文化振興に寄与する事業	美術館、博物館、劇場、工房、神楽練習場など
観光振興に寄与する事業	宿泊施設、ピクニック場、キャンプ場、グランピング場、温浴施設、観光施設など
子育て・教育に寄与する事業	保育園や幼稚園、塾、スポーツ施設、合宿所など
地域の活性化に寄与する事業	ゲストハウス、共同倉庫、共同作業場、集会施設、イベント会場など

2 奨励措置

- (1) 減額譲渡…最低売却価格に2分の1を乗じた額を上限に減額
- (2) 無償貸付又は減額貸付…減額貸付は12か月を上限に減額
(減額貸付は、適正な貸付価額に2分の1を乗じた額を上限に減額)

Miyoshi City News Release



3 募集物件

事業区分	所在地	財産種別	面積(m2)	地目・構造	最低売却価格(減額前・税別)
譲渡	君田町東入君字向松ヶ瀬 254 番 25	土地	291	雑種地	2,072,000 円
譲渡	君田町西入君字岩田 75 番 1	土地	1272	雑種地	4,600,000 円
譲渡	吉舎町海田原字馬場 238 番 1	土地	752	雑種地	1,100,000 円
譲渡	君田町東入君字南雨 10010 番 1	土地 建物	1371 283	宅地 RC 平家建	3,500,000 円
譲渡	吉舎町吉舎字四日市 815 番 4	土地	272	宅地	1,000,000 円
譲渡	吉舎町吉舎字西田 636 番 12	土地 建物	250 62	宅地 木造平家建	2,200,000 円
譲渡	吉舎町吉舎字七日市 537 番 1	土地	64	宅地	400,000 円
譲渡	吉舎町吉舎字東郷 744 番 4	土地	497	宅地	2,980,000 円
譲渡	布野町戸河内字滝之迫 307 番 2 他 2 筆	土地	1210	雑種地	1,560,000 円

4 申請期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金)

5 提出先

三次市役所東館4階 総務部 財産管理課 住宅・財産活用係



広島県三次市

総務部 財産管理課 住宅・財産活用係(担当:高野・松田)

TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137